

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う区の対応について

家庭的保育事業の運営に係る基準について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い、その一部を見直すこととしていたが、平成30年5月17日付けで東京都を介し、厚生労働省より、本件改正内容は「従うべき基準」であるが、当該基準は最低基準であり、自治体の判断においてこれより厳しい基準とする、すなわち本件改正内容を反映させないことも差し支えない旨の連絡があったため、これを受け、以下のとおり対応することとする。

### 1 基準改正の見送り

家庭的保育事業について、本区においては、これまで、より質の高い保育の確保に資する事業運営を行ってきたところであり、引き続き、区立保育園との連携による代替保育の提供及び自園調理による給食の提供を行っていくこととし、改正後の国の基準を用いず、現行の区の基準のままとする。

### 2 庁議における既報告事項及び決定事項の取扱いについて

基準見直しについては、平成30年5月16日開催の庁議において子ども家庭部から報告し、了承を得たところであるが、上記対応とするため、当該報告を取り下げることとする。

また、当該見直しの実施に当たっては、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第26号。以下「条例」という。）の一部を改正する必要があるため、平成30年6月文京区議会定例議会提案事項として、同日開催の庁議において総務部から報告し決定を受けたところであるが、上記対応に伴い、当該提案事項のうち条例の一部改正を取り消すこととする。